

令和6年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、令和6年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、1,289,000千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

令和7年3月22日適用

豊橋市長 長 坂 尚 登

別表

歳入

款	項	既定額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 34,101,947	千円 1,289,000	千円 35,390,947
	1 事業収入	34,101,947	1,289,000	35,390,947
歳入合計		35,629,000	1,289,000	36,918,000

歳出

款	項	既定額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 34,607,999	千円 1,289,000	千円 35,896,999
	1 競輪開催費	34,607,999	1,289,000	35,896,999
歳出合計		35,629,000	1,289,000	36,918,000

競輪事業特別会計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入	千円 34,101,947	千円 1,289,000	千円 35,390,947
1 事業収入	34,101,947	1,289,000	35,390,947
2 勝者投票券 売上金	34,100,000	1,289,000	35,389,000
歳入合計	35,629,000	1,289,000	36,918,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	1,289,000	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	34,607,999	1,289,000	35,896,999	0	0	0	1,289,000
1 競輪開催費	34,607,999	1,289,000	35,896,999	0	0	0	1,289,000
2 開催事業費	7,857,930	289,000	8,146,930	0	0	0	289,000
3 払戻金	25,575,000	1,000,000	26,575,000	0	0	0	1,000,000
歳 出 合 計	35,629,000	1,289,000	36,918,000	0	0	0	1,289,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
12 委託料	259,000	1. 競輪開催事業費 289,000 (1) 開催費 259,000 (イ) 競輪実施事務委託料 2,000 (オ) 一般諸経費 257,000
18 負担金、補助 及び交付金	30,000	(2) 競輪開催交付金 30,000 (ア) J K A交付金
22 償還金、利子 及び割引料	1,000,000	1. 勝者投票券払戻金 1,000,000